

## 涌谷保育園重要事項説明書

### 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人涌谷みぎわ会
代表者氏名	瀧澤 雅洋
法人所在地	宮城県遠田郡涌谷町字立町18番地8
法人電話番号	0229-42-2333
定款の目的に定めた事業	保育園の経営

### 2. 事業の目的及び運営方針

#### 事業の目的

社会福祉法人涌谷みぎわ会が設置する涌谷保育園（以下「当園」という）が認可保育園として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する未就学児の子ども（以下園児という）に対し適正な保育を提供することを目的とする。

#### 運営方針

- 保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、園児の意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努める。
- 当園は園児の属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村小学校、他特定教育・保育施設、地域子ども子育て支援事業を行うもの、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に務める。

名称	涌谷保育園					
所在地	宮城県遠田郡涌谷町字立町18番地8					
認可年月日	昭和23年12月8日					
電話番号	0229-42-2333					
施設長氏名	瀧澤 雅洋					
入所定員（人）	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	9	9	9	10	10	3
職員数（人）	15					
実施保育事業の種類	月極保育					
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年2回実施する。					
第三者評価の概要	受けていない（年1回、宮城県保健福祉部による指導監査の実施）					
職員研修の実施状況	宮城県社会福祉協議会が実施する「キャリアアップ研修」を受講					
嘱託医	内科	歯科		眼科		
	林 真貴子	武田 理		角田 雅宏		

#### 4. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	7時00分から19時00分まで
うち延長保育時間	18時00分から19時00分まで
休園日	日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日まで）

※18：31～19：00の保育をご利用のご家庭は保育料金とは別途利用料金がかかります。

利用料金は30分150円（月上限2,000円）となります。

※土曜保育を利用する際は、**木曜日の午前中まで**に土曜保育申込書に記名をお願い致します。

※**短時間保育利用時間 8：00～16：00**となります。時間外のご利用の際は**30分毎150円**

**追加料金がかかりますのでご了承ください。**

#### 5. 施設概要

敷地面積借地・自己所有の別	面積 918.15㎡ （民有地を借地）	
建物	木造2階建 建築面積：541.84㎡ 延べ面積：776.96㎡	
施設の内容	乳児・ほふく室 1室	面積 41.4㎡
	保育室 5室	面積 201㎡
	遊戯室 1室	面積 110.4㎡
	幼児用トイレ	男児用9個 便器8個
	調理室	面積 49.1㎡
	調乳室	面積 3.3㎡
	医務室	面積 9.72㎡
設備の種類	OMソーラーシステム 冷暖房	
安全保障	独）日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入	
その他	屋外遊戯場：244.3㎡（代替場所：ひだまり広場：480㎡）	

#### 6. 職員体制

	常勤	非常勤	備考
施設長	1		
保育士	9		
栄養士	1		
調理員	3		
保育補助	2		
嘱託医師（内科）		1	
嘱託医師（歯科）		1	
嘱託医師（眼科）		1	

## 7. 保育計画

組・グループ	保育計画概要
0歳児	生理欲求を十分に満たし、気持ちよく生活し、生活リズムをつかむ
1歳児	いろいろなことに興味を持ち行動も活発となり見たり聞いたりすることを楽しむ
2歳児	基本的習慣を身につけ、自分の気持ちを自分で考える。
3歳児	基本的な生活習慣を身につけ主体的に遊びに取り組む。 遊ぶことを楽しみながら、人との関わりを深める。
4歳児	基本的な生活習慣の確立に取り組む。 思いやりや譲り合いの心を育てる。
5歳児	意欲的に活動し自分でできる範囲を広げながら就学に向けて基本的習慣を身につける。いろいろ身近に起こったことに興味や関心を持ち豊かな心情や好奇心、探求心を高める
その他（年間行事など）	七夕・夏祭り・保育参観・運動会・お店屋さんごっこ・クリスマス会 もちつき・豆まき・ひなまつり・お別れ会

## 8. 毎日の保育の流れ

### (1) 一日の保育スケジュール

時間	7	9	11	12	13	15	15:30	18:30
0歳児	順次登園	登園完了	おやつ・活動・給食	午睡開始		起床・おやつ	順次降園開始	降園終了
1・2歳児	順次登園	登園完了	おやつ・活動・給食		午睡開始	起床・おやつ	順次降園開始	降園終了
3歳以上児	順次登園	登園完了	活動	給食	午睡開始	起床・おやつ	順次降園開始	降園終了

### (2) 散歩（コース・場所など）

・中央公園	歩行距離（650メートル）徒歩10分程度
・土手（遊歩道）	

## 9. 昼食等

昼食・おやつ	保護者の方へ 毎月献立表を配布いたします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中で、アレルギー等で食べられないもの（卵、牛乳、そば等）がありましたら、事前にご相談ください。ご相談の上、除去するなどの対応を致します。
衛生管理	栄養士・調理員・0歳児担当保育士は毎月、検便を実施しています。

## 10. 入所にあたり必要な書類

- (1) 家庭調書（住所、保護者の連絡先、園児の病歴、予防接種の記録、アレルギー等）
- (2) 食事調査票

## 1 1. 保育園と保護者の連絡体制

- ①乳幼児の保育園での状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために連絡帳を活用します。  
また、各クラスにホワイトボードを設置し活動内容をお知らせいたします。
- ②毎月月末に連絡だより（こひつじ）を発行いたします。月の行事や全クラス共通連絡事項などをお知らせします。

## 1 2. 保護者の方に用意していただくもの

### （1）入園時に用意していただくもの

着替え（未満児：3組程度）（以上児：1組程度） 食事用エプロン（0・1歳児） オムツ  
おしり拭き（未満児） ウェットティッシュ（以上児） BOXティッシュ 雑巾（3枚）  
汚れ物を入れるビニール袋 お昼寝用布団・毛布 パジャマ（2歳以上児） 保険証のコピー  
母子手帳のコピー

### （2）毎日持参していただくもの

出席ノート 連絡帳 お昼寝用タオル（2歳以上児） コップ・歯ブラシ（巾着に入れて）  
以上児【ごはん・食具（箸又はフォーク）・おしぼり・おしぼりケース（巾着に入れて）】  
未満児【おしぼり3枚・おしぼりケースジッパータイプ】 ※おしぼりは乾いた状態で持ってきてください。

## 1 3. 保護者会

毎月 350円の保護者会費を徴収いたします。毎月10日までに担任に提出してください。  
保護者会費は園行事のプレゼント代となります。

## 1 4. 健康診断および身体測定

### （1）健康診断

年2回、嘱託医・嘱託歯科医が検診をします。  
年1回、嘱託眼科医が眼科検診を行います。（3歳以上児）  
検診の結果についてはお便り等でお知らせをするとともに健康診断票に記載し保育園で管理させていただきます。

### （2）身体測定

毎月20日前後に身長、体重の測定を行います。測定結果は健康診断票と出席ノートに記載いたします。

## 15. 保育料及び実費徴収について

保育料	(0・1・2歳児) 市町村が決定した保育料 (昼食代・おやつ代は保育料に含まれます)
	(3・4・5歳児) 市町村が決定した保育料 (昼食代・おやつ代は保育料に含まれません)
延長保育料	<b>30分150円(月上限2,000円)</b> 現金にてお支払いをお願いいたします。
給食費	(3・4・5歳児) 給食費として <b>4,900円</b> を現金にてお支払いをお願いいたします。 ※土曜保育を利用した際には別途1食250円を徴収させていただきます。
保護者会費	毎月 350円現金にてお支払いをお願いいたします。
教材費	各年齢ごと月刊絵本を購入していただきます。

## 16. 支払方法

### (1) 保育料の支払い方法

市町村から指定されたところに指定日までにお支払ください。

### (2) 給食費・保護者会費・教材費の支払い方法

集金袋をお渡しいたしますので **毎月10日まで**に現金でお支払いをお願いいたします。

## 17. 事業所の利用開始、終了に関する事項

### (1) 利用開始に関する事項

当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

### (2) 利用終了に関する事項

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当せず  
市町村が利用を取り消したとき
- (2) 支給認定保護者から当園の利用停止申し出があったとき
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

## 18. 保育園のご利用にあたっての留意事項

### 【例】

欠席する場合 登園・降園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合や登園が遅れる場合は、その日の午前9時までにご連絡をお願いいたします。 (クラス名と園児名をお伝えください)
毎朝の体調確認	登園前には必ず体温、健康状態等に確認をお願いいたします。 夏季、プール遊びが始まりましたら健康チェック表をお渡しします。必要事項を記入し、毎日提出してください。
感染症について	麻疹、百日咳、水疱瘡、耳下腺炎等の感染症に罹患した場合は登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	37.5℃以上の発熱がある場合は、登園を控えてください。
投薬について	投薬は医療行為にあたるため原則として行いません。ただし、喘息等の慢性疾患については医師の処方を受けた薬に限り医師の指示に基づき行うことができますので、必要がある場合には個別にご相談ください。

## 19. 賠償責任保険・損害保険の加入状況

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に加入	
保険内容・保険金額	死亡見舞金 1,500万円～3,000万円 障害見舞金 88万円～4,000万円 医療費 療養に要する費用の額の4/10

## 20. 非常災害時の対策

消防計画	大崎地区広域行政事務組合消防本部へ令和3年6月3日	
作成・届出	防火管理者氏名	瀧澤 雅洋
避難訓練	火災・地震・水害・竜巻等を想定した避難訓練等(月1～2回)を実施	
防災設備	火災報知器・消火器5本・パッケージ型消火設備1型2機	
避難場所	保育園駐車場・ひだまり広場	

## 21. 保育に関する相談・苦情

苦情解決担当者	伊東千明	統括主任保育士
苦情解決責任者	瀧澤雅洋	施設長
第三者	白岩清記	
	白旗理枝	

## 2.2. 虐待の防止のための措置

- 1 当園は利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずる。
  - (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当園は、保育の提供中に当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用児童を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用児童を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、適切な関係機関に通告する。

## 2.3. 緊急時の対応

- (1) 保育中に児童の容体に変化があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡するなどし、必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、児童の生命・身体の安全を最優先させ、当園が責任をもってしかるべき対処を行いますのであらかじめご了承願います。
- (3) 嘱託医、嘱託歯科医、嘱託眼科医は次の通りです。

嘱託医	医院名	愛和病院	
	医師名	林 真貴子	
	所在地	埼玉県川越市古谷上983-1	電話番号 049-235-8811
嘱託 歯科医	医院名	武田歯科医院	
	歯科医師名	武田 理	
	所在地	涌谷町字立町21	電話番号 0229-25-5250
嘱託 眼科医	医院名	つのだ眼科医院	
	眼科医師名	角田 雅宏	
	所在地	涌谷町字中下道129-1-1	電話番号 0229-44-1234
救急	管轄消防署	遠田消防署	
	所在地	涌谷町関谷沖名303-1	電話番号 0229-43-2351
警察	管轄警察署	涌谷幹部交番	
	所在地	涌谷町字柳町18-1	電話番号 0229-43-3125

## 2.4. その他重要事項

上記重要事項説明書の交付を受け、説明を受けました。